

理事会・総代会等旅費支給規程

島根県学校生活協同組合

旅費支給については、下記のとおりとし、各会開催の案内文に添付する「出欠届け」に必要事項（自家用自動車利用又は公共交通機関利用かによって旅費を算出）を記入し、会ごとに事前に申告するものとする。

それに従って、旅費は当日支給する。

記

1 自家用自動車利用の場合

学校所在地と島根県教育会館(松江市母衣町55番地)間の片道距離の2倍に、35円を乗じた金額を旅費として支給する。

また、距離の算出については、島根県管内料(キロメートル)程表によるものとする。

なお、高速道路利用については、上述の旅費に含まれるものとする。

2 公共交通機関利用の場合

学校所在地と島根県教育会館(松江市母衣町55番地)間において利用する公共交通機関の料金を支給する。

JR利用の場合は、普通料金+片道60km以上は特急料金(座席指定を含む)とする。

3 隠岐からの旅費支給

隠岐と本土を結ぶ水路については、時季や天候等により運行状況が一定しないことから、事前に相談のうえで旅行方法を決定し、旅費を支給するものとする。

4 その他、事情がある場合には、個別に相談のうえ旅費を決定することとする。

5 この規程は2015年4月16日から運用するものとする。